

大和高田市 郵送請求キャッシュレスサービス導入業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

大和高田市郵送請求キャッシュレスサービス導入業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により専門的な知識や経験等を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務内容

(1) 委託件名

大和高田市郵送請求キャッシュレスサービス導入業務

(2) 業務仕様

「大和高田市郵送請求キャッシュレスサービス導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間

契約日締結日から令和9年3月31日まで

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3. 契約上限額

1,045,000円（消費税等を含む）

4. 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 令和8年度大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿において、15「役務の提供（電算業務）」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 大和高田市暴力団排除条例に該当する者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の者に、下請け・協力会社等として重複参加していない者であること。
- (7) 仕様書に基づき本業務を履行するノウハウ・専門技術者等、十分な業務遂行能力・実績を有し、かつ本業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
- (8) 過去3年間に国又は地方公共団体と本業務と同等程度の業務について受託経験を有すること。
- (9) 本業務の実施にあたり、当市との連絡調整や打合せなどに、迅速かつ的確に対応できる責任担当者を配置できる者であること。

5. 質問書及び質問に対する回答

企画提案書等の作成について質問がある場合は、質問書（様式4）の質問欄に内容を簡潔に記載し、下記期日までに提出すること。

(1) 提出期限及び提出先

令和8年10月13日（火）午後5時までに、事務担当課へ電子メールにて提出すること。

(2) 回答方法

上記期限までに提出のあったもののみ随時回答することとし、電子メールにより行う。また、質問及び回答の内容を全応募事業者に周知する。

(3) 質問書提出先

大和高田市役所市民課 メール：simin@city.yamatotakada.nara.jp

6. 参加申込等

本業務におけるプロポーザルへの参加を希望する者は、次の期日までに下記書類を提出すること。

(1) 提出期限 令和8年10月28日（水）午後4時30分まで

(2) 提出方法 郵送（当日消印有効）又は持参により提出すること。

※持参の場合の提出可能時間は午前9時00分から午後4時30分まで（土日祝を除く。）とする。

(3) 提出場所 大和高田市役所 市民課

〒635-8511

奈良県大和高田市大字大中98番地4

TEL 0745-22-1101

Fax 0745-25-1829

Mail simin@city.yamatotakada.nara.jp

(4) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1） 1部
- ② 誓約書（様式2） 1部
- ③ 企画提案書（任意様式A4縦） 7部

※記載内容については、別紙、企画提案書記載要領を踏まえて作成すること。

- ④ 見積書 7部
- ⑤ 委託業務実施体制表（任意様式A4縦） 7部
- ⑥ 委託業務工程表（任意様式A4横） 7部
- ⑦ 会社概要及び過去3年間の受託業務等の実績（様式3） 7部
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書 1部

7. 選定委員会によるプレゼンテーション審査

提案者プレゼンテーションは、事業者ごとに企画提案書をもとに行うものとし、次により実施する。

(1) 日時 令和8年11月4日（水） 時間は別途通知

(2) 場所 大和高田市役所

(3) 説明者 5名以内

(4) 説明時間 提案者プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度

8. 審査の方法

(1) 提案書の内容について、評価基準に基づき審査します。

- (2) 審査委員の評価点（各 100 点満点）の合計評価点が高い順に順位を決定します。合計評価点が高同点の場合は、評価項目のうち「機能要件の合格点数」の評価点が高い者を上位とします。なお、これによっても同点の場合は、くじ引きにより選定するものとします。
- (3) 評価の内容により郵送請求キャッシュレスサービスの導入が困難であると委員会が決定した（参加委員の総評価点を参加委員数で除した点数が 60 点未満のとき）参加者については、失格とします。

9. 事業者の選定

庁内に設置される選定委員会において、提案者プレゼンテーション及び企画提案書の内容により、選定委員会が定める評価基準に基づく総合的な審査のもと、最も優秀な事業者を委託業者に選定する。

審査の結果については、令和 8 年 11 月 10 日（火）に全ての提案者に書面にて通知する。なお、審査の経緯及びその内容に関しては電話、文書での問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて参加者の負担とする。
- (2) プレゼンテーション時において、プロジェクター及びスクリーンは大和高田市にて準備を行う。それ以外の機材を使用する場合は事前に連絡すること。
- (3) 企画提案書は 1 事業者につき 1 案とする。
- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、当市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

11. 契約・その他

(1) 業務委託契約

① 契約の締結

本プロポーザルの審査の結果、最適な契約先相手として選定された契約候補者と当市において協議を行った上で契約手続きを行う。

② 契約に係る業務内容

契約候補者の企画提案書の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、契約候補者との協議により、項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

12. 実施スケジュール

内 容	期 間 等
公募開始日	令和 8 年 10 月 2 日（金）
質問書の受付期限	令和 8 年 10 月 13 日（火）
質問書への回答	令和 8 年 10 月 16 日（金）

参加表明書等の提出期限	令和8年10月28日（水）
提案書提出	令和8年10月28日（水）
審査（プレゼンテーション）	令和8年11月4日（水）
委託候補者選定結果通知	令和8年11月10日（火）
委託契約締結	令和8年11月中旬（予定）

13. その他

- （1）緊急やむを得ない事情により、プロポーザル審査を中断し、又は延期を行う場合がある。
- （2）企画提案審査の結果は、優先交渉者決定後に大和高田市ホームページへの掲載により公表する。
- （3）受託者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に使用してはならない。委託契約期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- （4）受託者は、当該契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- （5）受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- （6）本プロポーザル及び委託契約の締結に使用する言語は日本語、使用する通貨は日本国通貨とする。

14. 本件の担当者

大和高田市役所市民課 担当：西川

〒635-8511

奈良県大和高田市大字大中98番地4

TEL：0745-22-1101

FAX：0745-25-1829

別紙：企画提案書記載要領

項目	質問 番号	記載項目
①基本方針		
提案コンセプト	1	貴社の提案コンセプトを記載すること。
②体制		
推進体制	2	本事業の当市への推進体制について記載すること。
③実績		
システム稼働実績	3	当市に提案する本システムの全国における稼働実績を記載すること。 (令和8年9月末時点における稼働自治体数) ※システム提供からアフターフォローまで実施している稼働実績とする。
住民記録関連 システム稼働実績	4	提案事業者における住民記録関連システムの稼働実績を記載すること。 (令和8年9月末時点における稼働自治体数) ※システム提供からアフターフォローまで実施している稼働実績とする。
郵送請求関連業務 受託実績	5	提案事業者における郵送請求関連業務委託の受託実績を記載すること。 (令和8年9月末時点における受託自治体数)
④スケジュール		
導入計画	6	当市へのシステム導入及び構築に係るスケジュールについて記載すること。
⑤システム		
機能要件	7	当市に提案するシステムの概要、機能及び要件等について記載すること。
⑥追加提案		
独自提案	8	当市にとって有益と考えられる追加提案について記載すること。
⑦プレゼンテーション		
プレゼンテーション	9	プレゼンテーションの内容及び質疑応答を通じて、本事業に対する理解度、実施体制及び提案内容の妥当性を評価する。
⑧価格		
提案金額	10	提案金額の妥当性及び積算根拠の適切性を評価する。